

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成25年9月

岡山市人事委員会



岡 人 委 第 151 号
平 成 25 年 9 月 19 日

岡山市議会議長 則武 宣弘 様
岡 山 市 長 高谷 茂男 様

岡山市人事委員会

委員長 中 野 惇

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報告	1
1 勧告の意義	1
2 職員給与の状況	1
3 民間給与等の状況	2
(1) 職種別民間給与実態調査	2
(2) 調査の実施結果	2
4 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 比較方法	5
(2) 月例給	5
(3) 特別給	6
5 物価及び生計費	6
(1) 物価指数	6
(2) 標準生計費	6
6 人事院の給与等に関する報告の概要	6
7 むすび	10
(1) 本年の給与の改定	10
(2) その他給与に関する諸課題	11
(3) 人事管理に関する諸課題	11
8 おわりに	17

別紙第2 勧告	19
---------	----

参考資料	(参考資料頁)
1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	29
3 生計費関係	45
4 労働経済関係	47

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々を経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

2 職員給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「平成 25 年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、4,368 人であって、その平均年齢は 42.5 歳、平均経験年数は 20.5 年、男女別構成比は男性 62.6%、女性 37.4%、学歴別構成比は大学卒 63.4%、短大卒 17.1%、高校卒 18.2%、中学卒 1.4%となっている。

また、これらの職員の平均給与月額は、給料 337,192 円、扶養手当 10,217 円、地域手当 10,682 円、住居手当 6,779 円、管理職手当 11,973 円、単身赴任手当 79 円、初任給調整手当 313 円、計 377,235 円となっており、昨年の 379,092 円と比べて 1,857 円減少している。これは、昨年の給与改定、給与構造改革等に伴う経過措置額の段階的減少等の要因によるものと考えられる。

(参考資料 1 職員給与関係 第 1 表(P4) 参照)

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の 358 の民間事業所から、人事院において無作為抽出された 133 事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「平成 25 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な実地調査を行った。

また、民間企業における給与改定等の状況や諸手当の支給状況、雇用調整の実施状況等についても事業所単位で調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、92.2% (調査実人員 4,041 人) と極めて高い水準となっており、調査結果は広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 2 民間給与関係 (P30) 参照)

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

① 本年の給与改定の状況

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 40.9% (昨年 45.7%)、高校卒で 18.6% (同 12.7%) となっている。これらのうち、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 91.1%、高校卒で 87.6% となっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第 11 表(P41) 参照)

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 191,702 円 (昨年 191,899 円)、高校卒で 159,914 円 (同 157,543 円) となって

いる。

(参考資料 2 民間給与関係 第10表(P41) 参照)

イ 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップの慣行のない事業所の割合が82.0%となっており、昨年（73.1%）に比べて増加している。ベースアップを実施した事業所の割合は7.8%となっており、昨年（9.8%）に比べて減少している。ベースアップを中止した事業所の割合は10.2%であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

第1表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベース アップ 実施	ベース アップ 中止	ベース ダウン	ベース アップの 慣行なし
係員	7.8	10.2	0.0	82.0
課長級	7.9	9.3	0.0	82.8

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は85.4%となっており、昨年（84.6%）に比べてやや増加している。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額になっている事業所の割合（20.3%）及び変化がなかった事業所の割合（59.6%）は、それぞれ昨年（15.3%及び57.0%）に比べて増加しているのに対し、減額になっている事業所の割合は5.5%と昨年（12.3%）に比べて減少している。なお、定期昇給を中止した事業所の割合は2.2%となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給制度あり						定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施			定期 昇給 中止		
		増額	減額	変化 なし			
係員	87.6	85.4	20.3	5.5	59.6	2.2	12.4
課長級	81.1	78.9	18.4	4.3	56.2	2.2	18.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

② 雇用調整の実施状況

民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は18.3%となっており、昨年(33.5%)に比べて減少している。雇用調整の措置内容をみると、採用の停止・抑制(8.6%)、部門の整理閉鎖・部門間の配転(5.0%)、希望退職者の募集(4.8%)の順になっている。

第3表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	8.6
転籍	2.9
希望退職者の募集	4.8
正社員の解雇	0.0
部門の整理閉鎖・部門間の配転	5.0
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.6
残業の規制	4.4
一時帰休・休業	0.8
ワークシェアリング	0.0
賃金カット	0.8
雇用調整を行っているという回答があった事業所	18.3

(注) 項目については複数回答である。

このように、民間事業所における本年の給与改定の状況、雇用調整の実施状況等を見ると、ベースアップや定期昇給の実施状況がほぼ昨年並みとなる中、雇用調整を行っているという回答があった事業所は、昨年に比べて減少している。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第17表(P43) 参照)

(2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均78円(0.02%)下回っていた。

第4表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [[(A)-(B)] / (B) × 100]
399,454円	399,376円	78円 (0.02%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額 of 3.95 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（3.95 月）と均衡していた。

第 5 表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	326,883 円
	上半期 (A2)	327,015 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	619,733 円
	上半期 (B2)	671,517 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	1.90 月分
	上半期 (B2/A2)	2.05 月分
	年 間	3.95 月分

(注) 「下半期」とは平成 24 年 8 月から平成 25 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全国で 0.7% の減少、岡山市で 0.5% の減少となっている。

(参考資料 4 労働経済関係 第 20 表 (P48) 参照)

(2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 230,040 円、257,900 円及び 285,700 円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 第 19 表 (P46) 参照)

6 人事院の給与等に関する報告の概要

人事院は、本年 8 月 8 日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告を行い、併せて国家公務員制度改革等に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

給与等に関する報告の骨子

○ 本年の給与等に関する報告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
 - ・ 減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
 - ・ 減額前の較差(0.02%)が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ② 公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
 - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勧案

給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し
- ④ 職務や勤務実績に応じた給与

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約 12,500 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を实地調査(完了率 88.6%)

* 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

<月例給> 公務と民間の 4 月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

○ 月例給の較差	(給与減額支給措置による減額前)	76 円	0.02%
	(給与減額支給措置による減額後)	29,282 円	7.78%
	行政職俸給表(一)・・・現行給与(減額前)	405,463 円	平均年齢 43.1 歳
		(減額後)	376,257 円

- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない

* 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

＜ボーナス＞ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 公務の支給月数(現行3.95月(減額前))は、民間の支給割合(3.95月)と均衡しており、改定は行わない

- ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案
(参考) 減額後の公務の支給月数3.56月分相当

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

- 民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討
- 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討
 - * 民間賃金水準の低い全国1/4の12県の官民較差と全国の較差との率の差は実質的に2ポイント台半ば
- 世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討

○ 職務や勤務実績に応じた給与

- ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映
人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討
- ・ 技能・労務関係職種の見直し
業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討
- ・ 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討

* 給与構造改革における昇給抑制の回復

平成26年4月1日の昇給回復は、45歳未満の職員を対象とし、最大1号俸上位の号俸に調整

Ⅳ 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

○ 雇用と年金の確実な接続のための取組

- ・ 職員に対する周知、希望聴取
- ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
- ・ 再任用に関する苦情への対応
- ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等

○ 再任用職員の給与

- ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
- ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半

* 年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出(平成23年)に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要

V 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 これまでの改革の経緯を踏まえた留意点

- ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要
- ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要
- ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要

2 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

(1) 幹部職員人事の一元管理

内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要

(2) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管

- ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
- ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要

(3) 自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

II 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

(1) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ

(2) 人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力

2 採用試験等の見直し

(1) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成27年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討

(2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成27年度試験日程等について検討。平成26年度試験日程の発表と合わせて周知

3 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

(1) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進

(2) 両立支援の推進

- ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得よう検討
- ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施
- ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

7 むすび

(1) 本年の給与の改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、市内の民間給与等の状況は、ベースアップや定期昇給の実施状況がほぼ昨年並みとなる中、雇用調整を行っているという回答があった事業所は、昨年と比べて減少している。

また、国においては、昨年引き続き給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置が実施されているという状況の下、月例給及び特別給については改定を行わず、給与減額支給措置終了後に、給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手すること等を内容とする人事院の報告がなされたところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を78円(0.02%)下回っていた。

また、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合(3.95月分)が、本市職員の支給月数(3.95月分)と均衡していた。

これらの状況を総合的に勘案した結果、本委員会は、次の措置を行う必要があると考える。

① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を78円(0.02%)下回っていたが、本年の較差が極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、月例給の改定を行わないことが適当である。

② 特別給

特別給については、民間の支給割合(3.95月分)が、本市職員の支給月数(3.95月分)と均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

③ 自宅に係る住居手当

本市における住居手当のうち、自宅に係るものについては、新築・購入後5年を経過するまで月額2,500円が支給されるものであるが、本委

員会は昨年の報告において、国、岡山県及び他の政令指定都市の状況並びに市内民間事業所における住宅手当の支給状況にかんがみ、廃止する方向で検討を進める必要があると述べたところである。

昨年の報告以降、他の政令指定都市では自宅に係る住居手当の廃止が進んでおり、また、本年の市内民間事業所における自宅居住者に住宅手当を支給している事業所の割合は、29.7%であって、昨年の32.5%から更に減少している。

これらの状況を踏まえ、自宅に係る住居手当については、本年度末をもって廃止することが適当である。

(2) その他給与に関する諸課題

近年の人事院による報告及び勧告においては、給与構造改革における経過措置の廃止や昇給・昇格制度の見直し等、高齢層職員の給与水準の見直しに重点が置かれたものとなっている。

本委員会は昨年の報告において、給与構造改革における経過措置の他に趣旨と経緯が異なる経過措置が講じられていることから、それぞれの実態を踏まえた検討が必要であると述べ、また、高齢層職員の給与制度のあり方については、国と本市では職種や職務の内容、年齢構成や役職構成、人事運用等に相違があることを踏まえた検討が必要であると述べたところである。

本年、人事院は、国家公務員の給与減額支給措置終了後に、地域間や世代間の給与配分の在り方の見直し等の俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的な見直しを実施できるよう準備に着手する旨の報告を行った。

このような状況を踏まえ、国における給与制度の総合的な見直しや他都市の動向を注視しつつ、本市における実態を考慮した上で、給与制度のあり方についての検討を進めていく必要がある。

(3) 人事管理に関する諸課題

① 人材の確保・育成

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、地域経済のグローバル化、地方分権の進展など自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、行政ニーズはますます複雑・高度化、多様化し、各自治体が自らの判断と責任において処理しなければならない課題も増大していることから、以前に

も増して業務効率を高めながら、より一層質の高い行政サービスを持続的に提供していくことが求められている。また、本市は、都市ビジョンに掲げるめざす都市像を具体的な形とするべく、それぞれの事業を着実に推進していかなければならない。そのためには、強い使命感と高い倫理観を持ち、人材育成ビジョンに掲げる環境の変化に的確に対応し、市民のために市民視点で考え、行動する人材の確保・育成が喫緊の課題である。

人材の確保に関しては、職員採用試験の受験者を質・量ともに安定的に確保するため、市の広報紙やホームページへの職員採用情報の掲載のほか、職員募集ガイドの作成、職員採用説明会の開催などを行ってきた。今後も、インターネットのより一層の活用、合同就職セミナーへの参加、学校・養成校等への訪問など、受験者確保のための取組について、その内容の充実と機会の拡大を図るとともに、試験実施手法の検証と改善など多様で有為な人材確保のための取組を更に進めていく必要がある。

人材育成に関して、これを適時・適切に行うため、実践の場となる職場の環境づくりを進め、人事管理と職員研修の有機かつ効果的な連携により、組織と人材の活性化を図っていくことが重要である。また、組織の効率的な運営及び職員が働きやすい職場環境づくりにおける管理職員の職場マネジメントの重要性がますます高まっている現状を踏まえ、管理職員に対する職場マネジメント能力の向上を支援する研修の充実など、継続的なサポートが求められる。

人事評価制度については、引き続き検証と検討を行うことで改善を重ね、その公正・公平性、信頼性を高めながら、今後の人事配置や人材育成への活用を図っていくことが必要である。

これらの取組により、職員の意欲と能力の向上、組織の活性化を図ることで、より一層質の高い行政サービスの持続的な提供につなげていくことが必要である。

② 女性職員の登用

少子高齢化の進展など、社会や時代の変化に伴い複雑・多様化する市民ニーズに的確に応えていくためには、一人ひとりの職員が、男女を問わずその意欲と能力を十分に発揮することによって、多様な経験や価値観、新たな発想が反映された政策を立案・実行していくことが求められる。

本市は、「岡山市特定事業主行動計画（後期編）」において、平成26年度までに管理職員（課長相当職以上）のうちで女性が占める割合を8%とする数値目標を設定しており、性別による固定的な職務分担の観念を払拭し、積極的に女性職員の職域や職務を拡大していくことに加え、女性職員が意欲的に自らのキャリアアップを考えることを目的とした研修の実施やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するための勤務環境の整備の拡充など、様々な取組を行っている。

本年の管理職員に占める女性の割合は、6.9%と昨年比べて1.2ポイント増加しているものの、他の政令指定都市と比較した場合、未だ低い状況にある。一方で、課長補佐級や係長級の女性職員数は徐々に増加しており、今後管理職員への登用が期待される女性職員の裾野が着実に広がっている。

このような状況を踏まえ、男女が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、性別、職種にとらわれない能力・実績評価に基づく任用を基本としつつ、女性職員の育成と登用を長期的な視点に立って、総合的に推進していく必要がある。

③ 仕事と家庭の両立支援

女性の社会進出や核家族化の進展、男女共同参画の観点から、男女が共に育児や介護などの家庭生活における役割を果たしていくことが求められており、職員が、出産や子育て、介護など、ライフステージに応じてワーク・ライフ・バランスを実現し、安心して働き続けることができる環境を整備していくことは、組織の活力や公務能率の向上の観点からも重要な課題である。

本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、「隗より始めよ」の観点から、女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立支援について、まずは公務員から率先して取り組むこととされている。

本市が策定している「岡山市特定事業主行動計画（後期編）」では、男性職員の育児参加促進を重点のひとつに置き、本年度改訂した「子育て支援ガイド」を配布するなど、促進に向けた取組を進めているが、男性職員の育児参加の指標は、依然として低い状況にある。

任命権者においては、引き続き、勤務環境の整備や制度の周知に努め、両立を図りやすい職場の雰囲気づくりを進めていくとともに、男女が共に仕事と家庭の両立を実現していくことができるよう、性別による固定

的な役割分担意識の解消を図るなど、職員及び職場の意識改革を進めていくことが重要である。

④ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康を保持、増進し、ワーク・ライフ・バランスを推進するだけでなく、高い公務能率を確保する観点からも重要な課題である。

本市においては、時間外勤務の縮減に向けて、ノー残業デーの徹底や週休日の振替制度、勤務時間の割振り変更制度等の活用、サービス残業はあってはならないという認識のうえでの時間外勤務の事前命令及び事後確認の徹底など、様々な取組を行ってきた。

平成 24 年度の職員 1 人あたりの平均時間外勤務時間数は、選挙事務や災害対応などの影響があるものの、平成 23 年度と比較して若干増加している。また、依然として長時間にわたる時間外勤務も見受けられるところである。

任命権者においては、過重労働職員に対する適切な対策を講じつつ、事務の効率化・簡素化をはじめとする事務事業の見直しや人員の適正配置を行うなど、時間外勤務、総実勤務時間の縮減に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。

管理職員においては、職員の業務内容や勤務状況を常に把握して適正な業務配分を行うなど、適切な勤務時間管理に努めることが重要である。さらに、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、自らタイムマネジメントを実践していくことで、勤務時間内の事務効率の向上に努めることが必要である。

⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

行政ニーズの複雑・高度化、多様化や公務を取り巻く環境の変化に伴い、職員の心身の負担は増大している。職員が心身ともに健康への不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整えることは、事業主の重要な責務であるとともに、職員の意欲と能力を最大限に活かすことで公務能率を高め、市民サービスの向上を図る観点からも重要である。

本市における長期病休者のうち、その原因がメンタルヘルスの不調によるものは 5 割を超える高い水準で推移しており、メンタルヘルス対策は重要な課題となっている。

メンタルヘルス対策については、研修等によりセルフケア・ラインケアに関する職員の意識を高めた上で、心の健康増進と予防対策（1次予防）、早期発見と早期対応（2次予防）、円滑な職場復帰と再発防止（3次予防）の各段階において、所属長・職場、産業保健スタッフ、人事担当課が連携・協力しながら、実効性のある対策を総合的かつ継続的に進めていく必要がある。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させ、組織の活力に悪影響を与えるものである。

本市では、「ハラスメントに対する手引書」を策定し、ハラスメントの未然の防止と発生時の対応などについての所属長向けの研修を行うとともに、全職員にリーフレットを配布するなど相談窓口の周知等を行っているところであり、引き続き、様々な取組を通じて、ハラスメントを許さないという意識の徹底を図っていくことが必要である。

また、職場の人間関係を良好に保ち、円滑に業務を進めていくためには、職員間のコミュニケーションが欠かせないものであるとともに、良好なコミュニケーションは、メンタルヘルスの不調やハラスメントの防止、早期発見・早期対応にもつながるものである。各職場においては、管理職員を中心に、良好で活発なコミュニケーションが図られるような職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

⑥ 高齢期の雇用問題

本年4月より、公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳へと段階的に引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続を図ることは、官民共通の課題である。

国家公務員については、本年3月、現行の再任用の仕組みにより、当面、公的年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するという基本方針が閣議決定された。また、地方公務員の雇用と年金の接続については、各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を基本としつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずることとされている。

こうした状況を踏まえ、本市においても、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、定年退職者の能力や経験、技術を有効に活かすことで高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応することができるよう、実情

に応じて再任用制度を運用していく必要がある。

⑦ 多様な雇用形態の職員

本市においては、行財政改革を進めつつ、複雑・多様化し、増加する市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ持続的に対応するため、常勤の一般職の職員に加え、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、様々な職場でそれぞれの職務を担っている。

市政運営の担い手としての全ての職員が、職務に対するやりがいと誇りを持ちながら真摯に職務に励むことにより、公務能率を高め、質の高い行政サービスを持続的に提供していくことができるよう、引き続き、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と職場環境の整備に努めていくことが望まれる。

⑧ 市民からの信頼の確保

公務員は、全体の奉仕者として、厳正な服務規律を保ちながら公共のために勤務するものであり、公務の内外を問わず高い倫理観が求められている。

市民からの公務に対する信頼を得ずして、円滑な公務の運営は行い得ないものであるが、誠に遺憾なことに、本市職員による不祥事の続発により、市民からの信用が大きく損なわれるという危機的な事態となっている。

職員にあっては、このような危機的な現状を厳粛に受け止め、一人ひとりが岡山市の職員であるという自覚と誇りを持つとともに、高い倫理観と使命感を保ちつつ、全体の奉仕者として、公務に全力を尽くすことが求められる。

任命権者においては、これまでも綱紀の厳正通知の発出や研修の実施等、不祥事防止のための諸方策に取り組んできたところであるが、これまでの取組を検証し、あらためて職員一人ひとりの意識改革を図っていく必要がある。また、所属長においては、平素から職場でのコミュニケーションを図るなど、不祥事を未然に防止する取組を徹底するとともに、職員の意識改革に向けた機運の醸成を図るような職場環境づくりが求められる。

市民からの信頼を失うのはたやすいが、いったん損なわれた市民からの信頼の回復には、長い時間と不断の努力が必要となる。全庁を挙げて、

市民からの信頼を取り戻すことを強く望むものである。

8 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高い士気を保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことの重要性を、本委員会は繰り返し述べてきた。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられる。

本市においては、様々な職員が、それぞれの役割に応じて市政運営の一翼を担っている。複雑・高度化、多様化する市民ニーズに適時・適切に対応していくためには、全ての職員が公務に対するやりがいと誇りを持ちながら真摯に職務に励み、その能力を十分に発揮していくことが求められている。職員においては、高い使命感と倫理観を持って、70 万余の市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望するものである。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

1 住居手当の改定

別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり、自宅に係る住居手当は、廃止すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

参考資料

1	職員給与関係	1
第 1 表	給料表別平均給与月額等	4
第 2 表	給料表別、級別、号給別職員数	6
第 3 表	給料表別、級別、年齢別職員数	18
第 4 表	扶養手当の支給状況	25
第 5 表	住居手当の支給状況	26
第 6 表	通勤手当の支給状況	27
第 7 表	管理職手当の支給状況	28
2	民間給与関係	29
第 8 表	産業別、企業規模別調査事業所数	31
第 9 表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	32
第 10 表	職種別、学歴別初任給	41
第 11 表	民間における初任給の改定状況	41
第 12 表	民間における定期昇給制度の状況	41
第 13 表	民間における賃金カット等の実施状況	41
第 14 表	民間における家族手当の支給状況	42
第 15 表	民間における住宅手当の支給状況	42
第 16 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	42
第 17 表	民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	43
第 18 表	公民給与比較における役職段階の対応関係	44
3	生計費関係	45
第 19 表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成 25 年 4 月）	46
4	労働経済関係	47
第 20 表	労働経済指標	48

1 職員給与関係

1 職員給与関係

平成 25 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査期日

平成 25 年 4 月 1 日

(3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。(調査実人員 4,368 人)

- ①技能労務職員
- ②企業職員
- ③臨時的任用職員
- ④調査期日現在休職中の職員
- ⑤調査期日現在休業中の職員
- ⑥調査期日現在短時間勤務職員
- ⑦調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員
- ⑧調査期日現在派遣されている職員
- ⑨再任用職員

(4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

(5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

(6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事課及び給与課の協力を得た。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表（１）	岡山市立高等学校に勤務する校長、教諭、実習教諭、助教諭、講師及び実習助手等
教育職給料表（２）	幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭
医療職給料表（１）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（２）	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表（３）	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師
教育職給料表（一） [岡山県]	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師等で岡山市の教育職給料表（１）の適用を受ける者以外の職員

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	平均給			給					
	職員数	性別構成比		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任手当
		男	女						
行政職給料表	人 3,944	% 68.2%	% 31.8%	円 337,217	円 10,934	円 10,628	円 6,952	円 12,322	円 87
教育職給料表(1)	2	50.0%	50.0%	402,350	9,750	11,951	14,300	0	0
教育職給料表(2)	225	1.8%	98.2%	332,203	2,613	10,027	4,503	10,946	0
医療職給料表(1)	6	50.0%	50.0%	530,017	9,250	89,463	1,250	57,150	0
医療職給料表(2)	97	19.6%	80.4%	362,497	5,160	10,879	3,657	7,482	0
医療職給料表(3)	60	0.0%	100.0%	246,885	508	7,174	11,770	0	0
教育職給料表(一) [岡山県]	34	52.9%	47.1%	416,642	9,118	12,922	2,382	4,985	0
計	4,368	62.6%	37.4%	337,192	10,217	10,682	6,779	11,973	79
公民給与比較 対象職員	2,624	75.1%	24.9%	354,186	11,970	11,281	6,299	15,517	123

- (注) 1 「給料」には、給料表の切替えに伴う差額及び教職調整額を含む。
 2 「その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。
 3 「平均年齢」及び「平均経験年数」は、10進法により表示している。(第3表について同じ。)
 4 「公民給与比較対象職員」は、行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者を除いた事務職員及び技術職員である。
 5 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第2表までについて同じ。)

与 月 額				合計	平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別構成比			
初任給 調整手当	小計	通勤手当	その他 手当				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%
0	378,140	7,950	0	386,090	42.6	20.6	63.5%	14.9%	20.1%	1.5%
0	438,351	5,750	15,250	459,351	50.2	25.8	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
0	360,292	8,818	0	369,110	41.6	19.7	64.4%	35.6%	0.0%	0.0%
227,917	915,047	6,882	0	921,929	49.5	23.9	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0	389,675	8,100	0	397,775	45.8	23.9	35.1%	63.9%	1.0%	0.0%
0	266,337	7,811	0	274,148	31.0	8.6	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%
0	446,049	4,474	12,973	463,496	47.6	24.4	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
313	377,235	7,967	108	385,310	42.5	20.5	63.4%	17.1%	18.2%	1.4%
0	399,376	7,808	0	407,184	44.8	22.5	71.1%	5.9%	20.7%	2.3%

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8
級	人	人	人	人	人	人	人	人
1						1		
2								
3								
4							1	1
5				1				
6								
7				1				
8								
9	2							1
10								1
11								
12								
13			1					
14								1
15		1	1		1			1
16	1	4	1					2
17	4	5	1					4
18		4						4
19		1						
20	6	4						3
21	3	1						
22		6	1					2
23		1	7	3				
24	6	12		1				1
25	2	14						1
26	3	8	2			1	1	2
27	3	8	17	7			1	
28	3	55	2	1		1		1
29	58	24	3			1	1	
30	2	7	5				2	1
31	9	52	32	4	2		3	2
32	49	20	4	2		3	10	1
33	11	11	3			5	3	
34	1	45	4			12	8	
35		11	50	8		5	6	
36	65	8	3	3		10	6	
37	17	11	8			10	4	
38	19	9	3			8	4	
39		64	40	18	4	7	9	
40	30	19	11	1	1	9	3	
41	10	14	5	1	1	11	6	
42	39	14	3	3		7	4	
43	6	52	17	20	4	13	4	
44	27	9	9	2	6	2	6	
45	7	10	3	1	5	10	3	
46	12	14	25	3	12	10	3	
47	4	41	28	29	9	11		
48	12	10	14	5	8	10	5	
49	17	10	3	3	8	12	8	
50	26	12	29	6	8	9		
51	16	48	43	14	9	9		
52	37	10	7	9	18	6		
53	16	15	24	10	6	6		
54	51	11	13	2	10	8		
55	17	30	42	18	14	7		
56	12	14	12	6	5	6		
57	2	4	15	7	9	5		
58	10	2	12	5	5	3		
59	8	2	39	27	19	2		
60	10	7	17	5	8	1		
61	21	6	18	4	10	1		
62	26	13	4	5	4	2		
63	3	6	17	12	23	2		
64	28	7	10	2	4	1		
65	3	6	11	2	16	3		
66	1	15	6	9	11			
67	1	1	29	7	21			
68	8	6	4	9	7			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
69	4	8	5	8	8			
70	3	13	10	4	3			
71	8	6	10	7	14			
72	6	15	9	9	2			
73		14	9	6	20			
74	2	6	17	14	4			
75	1	6	7	10	21			
76		11	5	1	3			
77	2	2	10	9	11			
78	1	3	8	7	4			
79	2		15	8	7			
80		2	12	3	5			
81	1		8	9	2			
82		1	15	2				
83			10	6	11			
84			6	5				
85			5	2	9			
86			3	2	4			
87		1	5	11	5			
88			4	2				
89			8	2				
90		1	3	2				
91			6	10	1			
92		1	7	1				
93			6	10				
94			17	3				
95			6	4				
96		1	3	3				
97			7	2				
98		2	6	1				
99		2	8	4				
100		2	3					
101		1		3				
102		2	2					
103			2	3				
104		3	2					
105	3	2	1	6				
106		4						
107		1						
108		4						
109		1	17					
110		3						
111		2						
112		1						
113		1						
114		3						
115		38						
116								
117		5						
118		2						
119		5						
120								
121		2						
122		1						
123		2						
124								
125		1						
126		3						
127		4						
128		2						
129		51						
計	757	1,035	935	455	402	230	101	29
構成比	19.2%	26.2%	23.7%	11.5%	10.2%	5.8%	2.6%	0.7%

適用職員数	3,944人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下本表について同じ。)

その2 教育職給料表（1）

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102			1		
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111			1		
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計		0	2	0	0
構成比		—	100.0%	—	—

適用職員数	2人
-------	----

その3 教育職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9		1		
10				
11				
12				
13		5		
14				
15				
16		6		
17		3		
18				
19				
20		5		
21		3		
22		2		
23				
24		2		
25				
26		5		
27				
28		2		
29				
30		4		
31				
32		1		
33		3		
34		5		
35		1		
36		1		
37		1		
38		1		
39		2		
40				
41		2		
42		2		
43		2		
44		1		
45				
46		2		
47		1		
48				
49		1		
50				
51		2		
52				
53		1		
54				
55		4		
56				
57		1		
58		2	1	
59		3		
60				
61		3		
62				
63		5		
64			1	
65		2		
66		3		
67		3		
68			1	
69		1		
70		1	1	
71		1	1	
72		1		
73		1	1	
74		1		
75		4	1	
76			2	

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77			2	
78			5	
79			2	
80		2		
81		2	5	
82				
83		2	2	
84		2	3	
85		2	4	
86		1		
87		4	3	
88		1	2	
89			1	
90			2	
91		3	1	
92		1		
93		1	6	
94				
95		3		
96		1		
97				
98				
99				
100		3		
101		2		
102				
103		1		
104		4		
105		2		
106		1		
107		2		
108		2		
109		2		
110		2		
111				
112		2		
113		1		
114				
115				
116				
117				
118		1		
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125		1		
126				
127				
128				
129				
130		1		
131				
132		2		
133		3		
134		1		
135		1		
136		1		
137				
138		4		
139		2		
140				
141		1		
142		2		
143				
144		1		
145		1		
146				
147				
148		1		
149		3		
計	0	178	47	0
構成比	—	79.1%	20.9%	—

適用職員数 225人

その4 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29				1	
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42		1			
43					
44					
45				1	
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59			1		
60					
61					
62					
63					
64				1	

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	1	1	4	0
構成比	—	16.7%	16.7%	66.7%	—

適用職員数	6人
-------	----

その5 医療職給料表(2)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									1
20					2				
21					1				
22			1		1				
23			1		1				1
24									
25									
26				1					
27								1	
28					1				
29									
30									
31									
32							1		
33									
34									
35									
36									
37					1		1		
38						1			
39			1				2	1	
40									
41					3				
42					2				
43						1			
44						2			
45					4				
46					1				
47					1				
48					1				
49					6				
50					2				
51					1				
52					1				
53					3				
54						2			
55									
56									
57					1				
58						2			
59						1			
60							4		
61							2		
62							1		
63					1		2		
64							1		

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
65						1	18		
66									
67									
68									
69						1			
70						1			
71									
72									
73									
74									
75									
76									
77						1			
78									
79						1			
80						1			
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計		0	3	1	34	23	32	2	2
構成比		—	3.1%	1.0%	35.1%	23.7%	33.0%	2.1%	2.1%

適用職員数	97人
-------	-----

その6 医療職給料表(3)

号給	級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3				1				
4								
5				1				
6				1				
7								
8			4		1			
9				1				
10					1			
11				2				
12								
13					2			
14								
15								
16			5		2			
17				1				
18			1					
19				1				
20				2				
21		3						
22				1				
23								
24					1			
25		2				1		
26		1						
27								
28		1			3			
29		1			1			
30					1			
31								
32				1	2			
33		1						
34		1						
35								
36		1	1		2			
37		2						
38								
39								
40					1			
41		2						
42								
43							1	
44								
45								
46								
47								
48								
49		1						
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
65		人	人	人	人	人	人	人
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77						1		
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93						1		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								

給号	級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計		16	11	12	17	4	0	0
構成比		26.7%	18.3%	20.0%	28.3%	6.7%	—	—

適用職員数	60人
-------	-----

その7 教育職給料表（一） [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					1
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43		1			
44		1			
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55		1		1	
56					
57				1	
58					
59					
60					
61					
62					
63		1			
64					

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73		1			
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81		2			
82					
83		1			
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93		2			
94					
95		1			
96					
97		1			
98					
99					
100		2			
101					
102					
103		1			
104		1			
105					
106					
107		2			
108					
109					
110		1			
111					
112		3			
113		1			
114		1			
115					
116					
117					
118		1			
119					
120					
121					
122					
123		1			
124					
125					
126					
127		2			
128					

級 号給	1	2	特2	3	4
129	人	人	人	人	人
130					
131					
132					
133		2			
134					
135					
136					
137		1			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	31	0	2	1
構成比	—	91.2%	—	5.9%	2.9%

適用職員数	34人
-------	-----

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

年齢 \ 級	級							
	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	2							
19歳	1							
20歳	5							
21歳	8							
22歳	52							
23歳	76							
24歳	86							
25歳	91							
26歳	55							
27歳	78							
28歳	64	3						
29歳	68	2						
30歳	54	11						
31歳	45	35						
32歳	25	45	5	1				
33歳	14	64	1	1				
34歳	12	61	4	1				1
35歳	9	70	8	1				
36歳	5	65	17	3				
37歳	1	69	25	5				
38歳		105	40	5	1			
39歳		96	66	3		1	1	
40歳	2	61	78	11				
41歳	1	47	79	18	1			1
42歳		36	64	27	2			
43歳		32	56	30	4		1	
44歳		18	67	23	7			
45歳		14	58	36	8	1		1
46歳		21	43	32	18			
47歳		13	38	31	29	2		1
48歳		16	42	33	43	6		
49歳		14	32	25	43	11		1
50歳		8	27	17	30	14		
51歳		9	22	24	26	23		
52歳		4	21	20	27	26	6	
53歳		4	28	24	24	20	4	
54歳		9	16	21	32	26	13	
55歳		29	27	17	23	18	13	1
56歳		19	21	20	26	26	16	6
57歳		19	21	9	32	21	17	7
58歳		16	15	9	13	16	12	6
59歳		18	14	8	13	19	18	3
60歳以上	3	2						1
計	757	1,035	935	455	402	230	101	29
平均年齢	歳 27.4	歳 40.7	歳 45.5	歳 48.3	歳 51.8	歳 54.3	歳 56.3	歳 55.3

その2 教育職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳				
23歳				
24歳				
25歳				
26歳				
27歳				
28歳				
29歳				
30歳				
31歳				
32歳				
33歳				
34歳				
35歳				
36歳				
37歳				
38歳				
39歳				
40歳				
41歳				
42歳				
43歳				
44歳				
45歳				
46歳				
47歳		1		
48歳				
49歳				
50歳				
51歳				
52歳		1		
53歳				
54歳				
55歳				
56歳				
57歳				
58歳				
59歳				
60歳				
計	0	2	0	0
平均年齢	歳 —	歳 50.2	歳 —	歳 —

その3 教育職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4
18歳	人	人	人	人
19歳				
20歳				
21歳				
22歳		5		
23歳		9		
24歳		9		
25歳		6		
26歳		6		
27歳		8		
28歳		7		
29歳		7		
30歳		1		
31歳		4		
32歳		3		
33歳		3		
34歳		6		
35歳		4		
36歳		11		
37歳		4		
38歳		9		
39歳		4		
40歳		5		
41歳		11		
42歳		1		
43歳		5		
44歳		5		
45歳		4		
46歳		5		
47歳		6	1	
48歳		4	1	
49歳				
50歳			3	
51歳		1	2	
52歳				
53歳		2	3	
54歳		6	5	
55歳		2	5	
56歳		6	10	
57歳		2	5	
58歳		5	5	
59歳		2	7	
60歳				
計	0	178	47	0
平均年齢	歳 —	歳 37.8	歳 55.8	歳 —

その4 医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	5
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳		1			
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳			1		
46歳					
47歳					
48歳				1	
49歳					
50歳					
51歳					
52歳				2	
53歳					
54歳					
55歳					
56歳					
57歳					
58歳					
59歳					
60歳以上				1	
計	0	1	1	4	0
平均年齢	歳 —	歳 37.5	歳 45.0	歳 53.6	歳 —

その5 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳								
25歳								
26歳		2						
27歳								
28歳								
29歳								
30歳								
31歳				1				
32歳		1		2				
33歳								
34歳			1	1				
35歳								
36歳				2				
37歳				6				
38歳				6				
39歳				6				
40歳				4	2			
41歳				2	1			
42歳				4	1	1		
43歳					2	1		
44歳					2			
45歳					5	2		
46歳					1			
47歳					1			
48歳					3			
49歳					2			
50歳					1		1	
51歳					2			
52歳							1	
53歳						8		
54歳						3		1
55歳						3		
56歳						5		
57歳						4		
58歳						3		1
59歳						2		
60歳								
計	0	3	1	34	23	32	2	2
平均年齢	歳 —	歳 28.6	歳 34.3	歳 38.5	歳 46.0	歳 54.4	歳 51.5	歳 56.3

その6 医療職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
18歳							
19歳							
20歳							
21歳							
22歳	2						
23歳	2	4					
24歳	3	5					
25歳	2		1				
26歳	1						
27歳	1	1	2				
28歳	1		2				
29歳			1				
30歳	1		2				
31歳	1	1	2	1			
32歳	1		1				
33歳	1			3			
34歳			1	4			
35歳				1			
36歳				2			
37歳				4			
38歳				1			
39歳				1			
40歳							
41歳							
42歳					1		
43歳							
44歳					1		
45歳							
46歳							
47歳							
48歳							
49歳							
50歳							
51歳					1		
52歳							
53歳							
54歳							
55歳							
56歳							
57歳							
58歳					1		
59歳							
60歳							
計	16	11	12	17	4	0	0
平均年齢	歳 26.7	歳 25.1	歳 29.8	歳 35.6	歳 49.1	歳 —	歳 —

その7 教育職給料表（一） [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳		2			
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳		2			
37歳					
38歳		1			
39歳		1			
40歳		1			
41歳		1			
42歳		1			
43歳		1			
44歳		2			
45歳					
46歳		1			
47歳		1			
48歳		3			
49歳		3		1	
50歳		3			
51歳					
52歳		1		1	
53歳					
54歳		3			
55歳		1			
56歳					
57歳		1			
58歳		1			1
59歳		1			
60歳					
計	0	31	0	2	1
平均年齢	歳 —	歳 47.0	歳 —	歳 50.8	歳 58.3

第4表 扶養手当の支給状況

その1 扶養手当の支給区分別職員数

支給されている職員	扶養親族の内訳					支給されていない職員
	配偶者 13,000円	1人目		2人目 以降 6,500円	特定期間 にある子 加算 5,000円	
		配偶者有 の場合 6,500円	配偶者無 の場合 11,000円			
人 2,168	人 1,325	人 1,758	人 89	人 1,188	人 652	人 2,166

- (注) 1 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。
 2 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、20,441円である。
 3 「教育職給料表(一) [岡山県]」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

その2 扶養親族数別職員数

1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	計
人 665	人 677	人 622	人 178	人 24	人 2	人 2,168

- (注) 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第5表 住居手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員	3,720 人
借家・借間に居住する職員	946
手当月額 11,900円未満の受給者	5
手当月額 11,900円以上 27,100円未満の受給者	271
手当月額 27,100円の受給者	670
持家等に居住する職員	2,774
手当月額 1,500円の受給者	2,373
手当月額 4,000円の受給者	401
支給されていない職員	614
計	4,334
支給されている職員1人当たり平均手当月額	7,938 円
借家・借間居住者1人当たり平均手当月額	25,758

(注) 制度改正により、平成25年度まで、段階的に引き下げを行う経過措置中である。

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員	3,993 人
交通機関等利用者	296
交通用具（自動車等）使用者（手当月額）	3,464
片道1km以上 2km未満 (3,800円)	2
片道2km以上 6km未満 (5,100円)	1,144
片道6km以上 10km未満 (7,200円)	942
片道10km以上 15km未満 (9,100円)	712
片道15km以上 20km未満 (11,500円)	335
片道20km以上 25km未満 (13,800円)	178
片道25km以上 30km未満 (16,100円)	61
片道30km以上 35km未満 (18,100円)	54
片道35km以上 40km未満 (20,500円)	25
片道40km以上 45km未満 (22,800円)	4
片道45km以上 50km未満 (23,700円)	3
片道50km以上 55km未満 (24,600円)	1
片道55km以上 60km未満 (25,500円)	0
片道60km以上 (26,400円)	3
交通機関等と交通用具の併用者	233
支給されていない職員	341
計	4,334
支給されている職員1人あたり平均手当月額	8,677 円

第7表 管理職手当の支給状況

区 分	手当月額	職員数
1種（理事級）	130,500 円	1 人
2種（局長級）	109,600	28
3種（審議監級）	84,700	104
4種（課長級）	68,600	235
5種（課長補佐級）	52,400	458
計	—	826
支給されている職員1人当たり平均手当月額		63,109 円

2 民間給与関係

2 民間給与関係

平成 25 年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 25 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 358 事業所

② 調査対象職種

78 職種（事務・技術関係職種 22 職種、その他の職種 56 職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 8 層に層化し、これらの層から 133 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 8 表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員

初任給関係 285 人（事務・技術関係職種の調査実人員 276 人）、初任給関係以外の調査職種 3,756 人（事務・技術関係職種の調査実人員 3,372 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 19,050 人であり、うち事務・技術関係職種は 12,644 人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業 \ 企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	119	39	51	29
農業，林業，漁業	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	14	5	7	2
製造業	32	8	16	8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業	26	9	11	6
卸売業，小売業	20	5	8	7
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	7	4	2	1
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	20	8	7	5

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が10所あった。

2 調査対象事業所133所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた129所に占める調査完了事業所119所の割合（調査完了率）は、92.2%。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、複合サービス事業（郵便局に分類されるものを除く）及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

(1) 規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	11	51.1	757,443	0	757,443	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	49.6	826,895	0	826,895	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	53.8	630,395	0	630,395	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	2	49.5	760,381	0	760,381	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	事務部長	135	51.4	567,138	1,839	565,299	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	108	51.4	570,258	1,881	568,377	
	短大卒	6	48.6	516,219	0	516,219	
高校卒	21	52.3	564,840	2,133	562,707		
技術部長	52	51.0	557,018	4,486	552,532	同 上	
大学卒	38	50.7	534,891	0	534,891		
短大卒	2	54.7	642,988	0	642,988		
高校卒	12	51.4	614,567	19,002	595,565		
事務部次長	41	51.9	504,745	1,535	503,210	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	
大学卒	32	51.8	507,378	1,924	505,454		
短大卒	3	56.4	506,800	0	506,800		
高校卒	6	50.1	488,691	0	488,691		
技術部次長	21	50.3	456,211	1,167	455,044	同 上	
大学卒	14	51.7	468,768	0	468,768		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	7	47.2	428,262	3,764	424,498		
事務課長	175	47.6	527,322	3,972	523,350	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	113	46.5	514,042	1,988	512,054		
短大卒	11	44.9	437,176	717	436,459		
高校卒	51	50.4	573,393	8,766	564,627		
技術課長	112	48.2	522,018	11,993	510,025	同 上	
大学卒	63	47.2	505,586	10,658	494,928		
短大卒	11	47.2	528,723	37,734	490,989		
高校卒	38	50.0	547,155	6,266	540,889		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、「*」としている。(以下本表について同じ。)

2 「平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給する		(A) - (B)		
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	90	48.0	533,624	79,528	454,096	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職	
	大学卒	45	45.7	512,662	58,229	454,433		
	短大卒	12	45.5	401,427	9,258	392,169		
	高校卒	33	51.4	590,973	121,697	469,276		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	39	47.8	516,670	69,557	447,113		同 上
	大学卒	19	45.3	435,562	46,053	389,509		
	短大卒	4	40.2	396,612	36,849	359,763		
	高校卒	15	51.7	628,294	105,171	523,123		
	中学卒	1	*	*	*	*		
	事務係長	205	45.7	427,435	47,758	379,677		係の長及び係長級専門職
	大学卒	99	43.1	416,146	52,431	363,715		
短大卒	23	44.2	363,129	22,877	340,252			
高校卒	82	49.2	457,044	48,572	408,472			
中学卒	1	*	*	*	*			
技術係長	128	45.6	479,197	79,035	400,162	同 上		
大学卒	38	40.5	415,953	79,622	336,331			
短大卒	15	43.0	426,471	65,269	361,202			
高校卒	75	48.6	520,528	81,418	439,110			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務主任	204	41.6	380,793	47,053	333,740			
大学卒	106	38.7	373,780	44,892	328,888			
短大卒	30	43.1	379,084	42,292	336,792			
高校卒	68	45.4	392,694	52,614	340,080			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	170	41.2	430,211	83,780	346,431			
大学卒	83	40.5	406,785	66,514	340,271			
短大卒	23	42.8	392,163	78,527	313,636			
高校卒	64	41.5	474,256	108,337	365,919			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	1,306	35.3	293,521	31,406	262,115			
大学卒	751	33.2	294,869	34,575	260,294			
短大卒	190	36.9	264,523	19,881	244,642			
高校卒	365	38.7	304,335	30,809	273,526			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	681	34.7	329,272	53,982	275,290			
大学卒	360	32.9	321,592	51,510	270,082			
短大卒	108	34.1	298,116	40,787	257,329			
高校卒	212	38.0	358,495	65,145	293,350			
中学卒	1	*	*	*	*			

(2) 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	10	50.9	768,495	0	768,495	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	49.6	826,895	0	826,895	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	53.8	630,395	0	630,395	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	83	50.9	560,688	2,679	558,009	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	69	50.7	555,057	2,679	552,378	
短大卒	2	53.0	568,140	0	568,140		
高校卒	12	52.0	591,733	3,087	588,646		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	19	50.9	601,504	4,176	597,328	同上	
大学卒	15	50.9	563,637	0	563,637		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	4	51.2	746,039	20,116	725,923		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	30	52.1	481,104	597	480,507	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	
大学卒	27	52.2	480,495	664	479,831		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	3	51.5	486,583	0	486,583		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	6	55.5	452,860	0	452,860	同上	
大学卒	5	54.7	453,112	0	453,112		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	*	*	*	*		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	107	48.5	573,813	4,677	569,136	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	67	46.6	552,728	1,376	551,352		
短大卒	5	46.5	437,621	182	437,439		
高校卒	35	52.2	630,854	11,384	619,470		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	35	51.1	662,100	24,023	638,077	同上	
大学卒	16	49.5	642,163	23,994	618,169		
短大卒	4	52.4	690,998	77,319	613,679		
高校卒	15	52.6	675,601	9,776	665,825		
中学校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給する		(A) - (B)		
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職	
	大学卒	66	48.4	556,405	95,081	461,324		
	短大卒	29	45.6	535,386	71,830	463,556		
	高校卒	7	42.5	370,810	13,906	356,904		
	中学卒	30	51.9	608,190	130,152	478,038		
	-	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	12	55.9	709,286	114,508	594,778		同 上
	大学卒	2	59.0	568,467	0	568,467		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	9	55.0	740,832	144,119	596,713		
	中学卒	1	*	*	*	*		*
	事務係長	90	46.7	474,641	66,209	408,432		係の長及び係長級専門職
大学卒	47	43.9	437,880	66,928	370,952			
短大卒	4	46.5	408,895	39,543	369,352			
高校卒	39	50.0	525,036	67,963	457,073			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
技術係長	39	51.1	655,501	124,710	530,791	同 上		
大学卒	5	46.1	560,179	120,315	439,864			
短大卒	3	44.8	655,982	148,859	507,123			
高校卒	31	52.6	670,829	123,082	547,747			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
事務主任	89	42.1	447,911	70,960	376,951			
大学卒	51	39.4	430,242	62,165	368,077			
短大卒	13	44.7	459,346	71,695	387,651			
高校卒	25	45.9	475,737	87,255	388,482			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
技術主任	95	42.7	494,508	110,567	383,941			
大学卒	46	42.5	455,466	84,598	370,868			
短大卒	9	44.7	497,758	127,010	370,748			
高校卒	40	42.4	541,641	138,502	403,139			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
事務係員	641	35.4	315,287	40,681	274,606			
大学卒	359	33.1	315,616	46,658	268,958			
短大卒	78	37.3	283,287	25,101	258,186			
高校卒	204	38.1	325,989	37,048	288,941			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
技術係員	265	36.5	388,160	80,037	308,123			
大学卒	125	35.1	388,086	77,859	310,227			
短大卒	29	35.9	375,783	83,111	292,672			
高校卒	110	38.1	392,280	82,465	309,815			
中学卒	1	*	*	*	*	*		

(3) 規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額				備考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学校卒	-	-	-	-	-	-
	工場長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学校卒	-	-	-	-	-	-
	事務部長	47	52.0	583,106	201	582,905	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	38	52.7	601,825	248	601,577	
短大卒	4	46.3	489,298	0	489,298		
高校卒	5	51.2	514,953	0	514,953		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
技術部長	25	51.0	527,652	0	527,652	同 上	
大学卒	17	49.8	513,626	0	513,626		
短大卒	2	54.7	642,988	0	642,988		
高校卒	6	53.0	532,806	0	532,806		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
事務部次長	9	51.1	584,746	5,217	579,529	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	
大学卒	5	49.7	657,921	8,982	648,939		
短大卒	3	56.4	506,800	0	506,800		
高校卒	1	*	*	*	*		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
技術部次長	7	49.6	483,582	0	483,582	同 上	
大学卒	6	50.8	496,193	0	496,193		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	*	*	*	*		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
事務課長	57	46.0	437,987	2,636	435,351	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	41	46.3	444,450	3,626	440,824		
短大卒	4	45.0	453,639	0	453,639		
高校卒	12	45.5	410,659	455	410,204		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	
技術課長	58	46.1	438,855	1,894	436,961	同 上	
大学卒	38	45.8	440,959	2,853	438,106		
短大卒	5	44.3	422,472	0	422,472		
高校卒	15	47.6	439,529	0	439,529		
中学校卒	-	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	20	47.7	462,393	19,231	443,162	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職
	大学卒	14	47.2	471,601	26,695	444,906	
	短大卒	4	50.4	490,299	0	490,299	
	高校卒	2	47.0	365,700	0	365,700	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	21	42.9	404,947	46,625	358,322	同 上
	大学卒	16	42.9	416,389	55,304	361,085	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	4	45.2	373,786	13,568	360,218	
	事務係長	83	46.1	387,182	31,088	356,094	係の長及び係長級専門職
	大学卒	40	42.5	397,140	35,000	362,140	
	短大卒	11	46.8	375,029	29,237	345,792	
高校卒	32	50.3	378,391	26,730	351,661		
技術係長	55	42.1	390,695	65,428	325,267	同 上	
大学卒	24	38.6	404,328	85,979	318,349		
短大卒	11	43.5	362,329	41,941	320,388		
高校卒	20	45.7	389,029	52,669	336,360		
事務主任	78	41.3	323,262	25,122	298,140		
大学卒	41	39.6	323,670	26,324	297,346		
短大卒	12	43.7	309,984	12,857	297,127		
高校卒	25	43.1	329,250	29,220	300,030		
技術主任	50	38.7	313,917	36,672	277,245		
大学卒	22	35.3	321,570	40,983	280,587		
短大卒	10	43.2	300,409	38,772	261,637		
高校卒	18	40.2	312,454	30,130	282,324		
事務係員	429	36.0	259,714	14,401	245,313		
大学卒	255	34.0	263,738	14,019	249,719		
短大卒	69	37.5	248,903	15,742	233,161		
高校卒	105	40.2	256,941	14,446	242,495		
技術係員	303	32.2	278,793	33,626	245,167		
大学卒	178	30.5	276,195	37,105	239,090		
短大卒	59	33.2	274,936	26,148	248,788		
高校卒	66	37.3	294,086	31,589	262,497		
中学卒	-	-	-	-	-		

(4) 規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	5	55.9	536,153	960	535,193	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	55.0	524,052	1,200	522,852	
技術部長	8	51.6	505,114	21,362	483,752	同上	
大学卒	6	53.3	495,737	0	495,737		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	46.5	533,247	85,447	447,800		
事務部次長	2	51.0	533,312	0	533,312	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	51.0	533,312	0	533,312		
技術部次長	8	46.1	430,124	3,524	426,600	同上	
大学卒	3	47.5	434,800	0	434,800		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	5	45.3	427,318	5,638	421,680		
事務課長	11	43.6	372,919	1,545	371,374	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	5	45.5	368,210	0	368,210		
短大卒	2	39.5	395,487	4,207	391,280		
高校卒	4	43.3	367,521	2,146	365,375		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	19	47.1	430,722	14,143	416,579	同上	
大学卒	9	48.3	461,741	13,455	448,286		
短大卒	2	41.0	382,982	38,282	344,700		
高校卒	8	47.3	407,759	8,883	398,876		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	4	40.8	327,050	0	327,050	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職
	大学卒	2	35.5	327,050	0	327,050	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	6	44.2	418,104	33,869	384,235	同 上
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	3	42.2	425,125	44,721	380,404	
	高校卒	2	43.0	404,160	34,525	369,635	
	事務係長	32	40.7	357,664	23,174	334,490	係の長及び係長級専門職
	大学卒	12	40.5	368,894	38,761	330,133	
	短大卒	8	39.0	315,981	2,909	313,072	
高校卒	11	41.9	374,169	23,016	351,153		
技術係長	34	43.1	361,585	30,791	330,794	同 上	
大学卒	9	42.3	339,763	27,225	312,538		
短大卒	1	*	*	*	*		
高校卒	24	44.0	374,314	33,349	340,965		
事務主任	37	40.5	289,897	17,862	272,035		
大学卒	14	32.5	259,486	20,081	239,405		
短大卒	5	35.9	274,164	14,364	259,800		
高校卒	18	47.9	317,921	17,107	300,814		
技術主任	25	37.5	295,621	24,811	270,810		
大学卒	15	38.9	298,477	16,661	281,816		
短大卒	4	34.5	266,965	14,361	252,604		
高校卒	6	36.0	307,585	52,152	255,433		
事務係員	236	33.8	259,834	22,460	237,374		
大学卒	137	31.5	273,027	26,759	246,268		
短大卒	43	34.4	230,286	9,925	220,361		
高校卒	56	39.7	244,452	19,640	224,812		
技術係員	113	36.0	258,473	15,204	243,269		
大学卒	57	35.0	256,017	9,532	246,485		
短大卒	20	34.9	236,043	17,343	218,700		
高校卒	36	38.1	274,416	23,062	251,354		
中学卒	-	-	-	-	-		

その2 公民給与比較の対象外職種
規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する		(A) - (B)	
			給与(A)	うち 時間外手当(B)		
技能・労務関係職種	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手	-	-	-	-	-	
自家用乗用自動車運転転守衛・警備員	-	-	-	-	-	
用務員	1	*	*	*	*	
研究関係職種						構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
研究所長	-	-	-	-	-	
研究部(課)長	1	*	*	*	*	
研究室(係)長	3	42.2	444,839	95,786	349,053	
主任研究員	-	-	-	-	-	
研究員	11	31.6	337,362	68,333	269,029	
研究補助員	-	-	-	-	-	
医療関係職種						部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
病院長	1	*	*	*	*	
副院長	-	-	-	-	-	
医科長	1	*	*	*	*	
医師	6	61.3	1,241,239	117,704	1,123,535	
歯科医師	1	*	*	*	*	
薬局長	1	*	*	*	*	
薬剤師	7	32.1	308,862	19,169	289,693	
診療放射線技師	9	46.3	365,659	25,047	340,612	
臨床検査技師	6	35.5	254,581	13,142	241,439	
栄養士	5	33.1	255,767	14,035	241,732	
理学療法士	48	29.2	269,169	11,486	257,683	
作業療法士	30	28.4	262,587	9,625	252,962	
総看護師長	3	46.5	510,644	0	510,644	
看護師長	13	47.4	404,296	45,667	358,629	
看護師	76	40.3	337,089	62,991	274,098	
准看護師	13	48.7	338,784	12,468	326,316	
教育関係職種						
大学学長・副学長・学部長	-	-	-	-	-	
大学教授	32	59.0	582,998	0	582,998	
大学准教授	25	49.5	482,773	0	482,773	
大学講師	26	40.2	407,441	0	407,441	
大学助教	6	39.7	368,576	0	368,576	
大学助手	14	37.4	337,800	0	337,800	
高等学校校長	-	-	-	-	-	
高等学校教頭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	-	-	-	-	-	

第10表 職種別、学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴		
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
新卒事務員・技術者計	191,702	173,512	159,914
新卒事務員	190,720	172,558	158,786
新卒技術者	193,004	174,485	161,013

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給（地域手当を含む。）は、大学卒183,985円、短大卒160,215円、高校卒148,690円である。

第11表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	項目 新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	40.9	(8.9)	(91.1)	(0.0)	59.1
高 校 卒	18.6	(12.4)	(87.6)	(0.0)	81.4

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 民間における定期昇給制度の状況

(単位：%)

役 職 段 階	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	90.1	37.1	74.2	51.6	9.9
課 長 級	84.9	28.6	71.4	46.8	15.1

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第13表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役 職 段 階	項目 賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率	
		賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所
係 員	0.0	0.0	0.0
課 長 級	0.8	0.8	3.0

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,248
配偶者と子1人	20,399
配偶者と子2人	26,034

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無		事業所割合
支給		52.0
支給対象	借家・借間居住者	51.1 (98.3)
	自宅(持家)居住者	29.7 (57.2)
	社宅居住者	4.5 (8.7)
非支給		48.0
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層		〔 27,000円以上 28,000円未満

(注) 1 支給対象は、複数回答である。

2 () 内は、住宅手当を支給する事業所を100とした割合である。

備考 本市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,100円である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

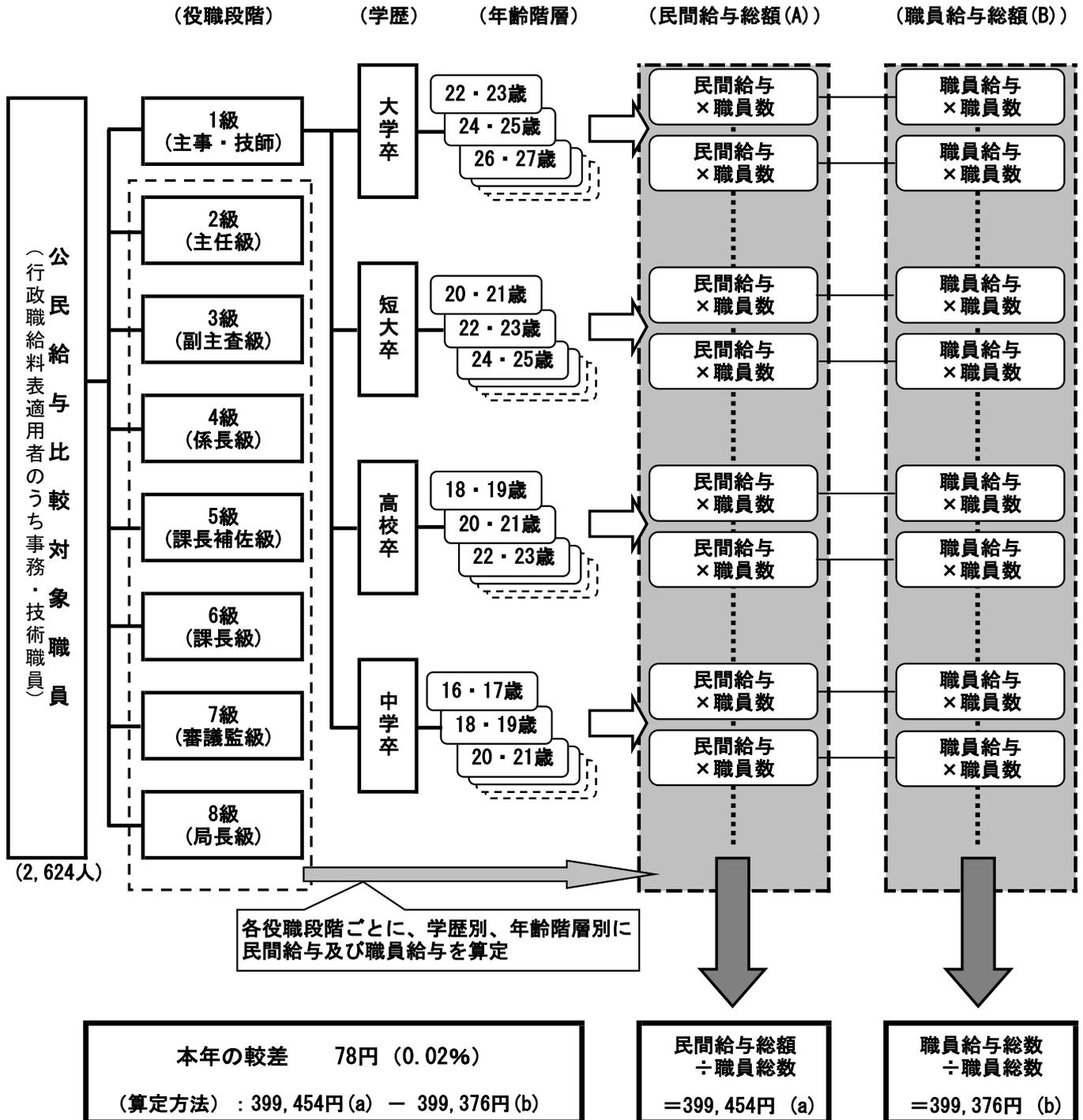
(単位：%)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	49.2	50.8
課長級	40.2	59.8
部長級(非役員)	39.8	60.2

第17表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



第18表 公民給与比較における役職段階の対応関係

職員 (行政職給料表)		民間従業員		
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
8級	局長級	支店長、工場長	/	/
7級	審議監級	部長、部次長		
6級	課長級	課長	部長、部次長	支店長、工場長
5級	課長補佐級	課長代理	課長	部長、部次長
				課長
4級	係長級	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査級		係長	係長
2級	主任級	主任	主任	主任
1級	主事・技師			
		係員	係員	係員

(注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含む。

3 生計費關係

3 生計費関係

平成 25 年 4 月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費・・・食料
- 住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費・・・被服及び履物
- 雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の平成 25 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 19 表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成 25 年 4 月）

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	23,290	26,640	37,640	48,630	59,630
住居関係費	87,830	92,630	83,440	74,240	65,050
被服・履物費	4,280	4,260	7,400	10,530	13,670
雑費Ⅰ	43,500	75,600	96,610	117,600	138,610
雑費Ⅱ	10,950	30,910	32,810	34,700	36,600
計	169,850	230,040	257,900	285,700	313,560

4 勞働經濟關係

4 労働経済関係

第20表 労働経済指標

項目			年 月		平成24年				
			4月	5月	6月	7月	8月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 [調査産業計]	全国	金額 (円)	293,019	289,048	290,433	289,540	288,158	
			前年同月比 (%)	0.8	1.1	0.2	0.1	0.2	
		岡山県	金額 (円)	277,625	271,286	273,972	272,915	271,161	
			前年同月比 (%)	△ 0.5	0.7	△ 1.4	△ 0.4	△ 0.6	
	うち 所定内給与	全国	金額 (円)	268,130	265,227	266,595	266,015	264,978	
			前年同月比 (%)	0.3	0.6	△ 0.1	0.0	0.2	
		岡山県	金額 (円)	253,162	248,062	250,810	248,554	248,605	
	総実労働時間数 [調査産業計]	全国	(時間)	153.6	148.3	154.9	153.2	148.4	
岡山県		(時間)	161.0	154.2	163.8	161.0	154.3		
うち所定外 労働時間	全国	(時間)	12.7	12.1	12.0	12.0	11.6		
	岡山県	(時間)	13.8	13.1	13.6	13.3	11.7		
消費支出 (総務省家計調査)	全世帯	全国	金額 (円)	301,948	287,911	269,810	283,295	286,036	
			前年同月比 (%)	3.2	4.3	1.5	1.2	1.4	
		岡山市	金額 (円)	275,828	237,501	294,834	308,831	285,820	
			前年同月比 (%)	△ 21.4	△ 12.3	1.4	10.4	14.1	
	勤労者世帯	全国	金額 (円)	339,069	304,653	292,937	312,592	310,643	
			前年同月比 (%)	4.4	1.2	2.4	1.0	0.5	
		岡山市	金額 (円)	286,906	230,678	290,833	299,537	296,727	
			前年同月比 (%)	△ 26.7	△ 18.9	12.6	1.9	17.3	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比 (%)	0.4	0.2	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.4	
		岡山市	前年同月比 (%)	0.1	△ 0.1	0.1	△ 0.6	△ 0.4	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比 (%)	△ 0.7	△ 0.9	△ 1.5	△ 2.3	△ 2.0		
雇用・生産	常用雇用指数[調査産業計] (厚生労働省毎月勤労統計調査)		前年同月比 (%)	△ 0.2	0.0	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.4	
	有効求人倍率[季節調整値] (厚生労働省職業安定業務統計)		(倍)	0.79	0.80	0.81	0.81	0.81	
	完全失業率[季節調整値] (総務省労働力調査)		(%)	4.5	4.4	4.3	4.3	4.2	
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)		前期比 (%)	△ 0.3			△ 0.9		

- (注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値である。
 2 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」は平成22年基準である。なお、調査対象事業所入れ替えに伴い、平成24年1月以降は、前年同月比と実数で計算した増減率とは必ずしも一致しない。
 3 「消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。
 4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成22年基準である。

9月	10月	11月	12月	平成25年				
				1月	2月	3月	4月	5月
288,377 △ 0.3	289,637 △ 0.5	289,524 △ 0.3	289,445 △ 0.4	285,798 △ 0.6	287,924 △ 0.8	289,471 △ 1.1	292,839 △ 0.1	288,359 △ 0.2
272,779 0.5	271,733 △ 1.4	273,725 0.2	272,888 0.7	270,764 △ 0.2	270,853 △ 0.1	273,438 △ 0.1	277,386 △ 0.1	274,340 1.1
265,610 △ 0.2	266,115 △ 0.1	265,467 △ 0.1	265,019 △ 0.2	262,217 △ 0.5	264,048 △ 0.6	264,992 △ 1.0	267,771 △ 0.1	264,421 △ 0.4
250,166 148.1	248,253 152.5	251,045 155.3	249,139 148.6	248,344 139.1	248,902 145.4	249,968 146.7	253,293 154.0	251,103 149.3
155.5	160.1	161.4	155.3	146.5	155.2	154.4	162.2	156.0
11.8	12.1	12.2	12.6	11.7	11.9	12.5	12.7	12.1
13.0	13.3	13.3	13.9	12.6	13.3	14.0	14.4	13.8
266,705 △ 1.2	284,238 △ 0.5	273,772 0.1	325,492 △ 0.8	288,934 2.1	268,099 0.1	316,166 4.1	304,382 0.8	282,366 △ 1.9
297,745 30.0	263,720 △ 14.5	256,060 △ 2.6	289,341 △ 16.9	296,024 16.6	245,472 2.8	351,007 19.2	354,493 28.5	330,595 39.2
299,821 0.3	315,161 0.3	300,181 1.7	359,482 2.1	321,065 3.8	298,682 2.0	350,957 6.5	340,423 0.4	307,926 1.1
343,094 38.8	289,468 △ 18.4	274,567 △ 0.4	314,929 △ 18.6	320,749 17.8	273,740 2.4	388,255 34.9	440,444 53.5	391,308 69.6
△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.3
△ 0.4	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.3
△ 1.5	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.5	0.1	0.5
△ 0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.3
0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85	0.86	0.89	0.90
4.3	4.2	4.2	4.3	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1
	0.3			1.0			0.9 (速報値)	